市民コメント等による素案の修正について



- I 市民コメント制度(パブリックコメント)の概要
- II パブリックコメントの結果概要
- ||| パブリックコメントに対する市の考え及び素案の修正
- IV 第6章「介護保険料の考え方」における第8期からの修正点
- V 今後のスケジュール

Ι

市民コメント制度(パブリックコメント)の概要

1. 概要

○市の総合的な構想や計画などの策定に当たり、その案を公表し、意見を募集した上で、提出された意見 とそれに対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を政策などに反映させる制度

2. 実施期間

○令和5年12月25日から令和6年1月26日

3. 意見提出できる人

- ○市内に住所がある人
- ○市内に事務所または事業所がある人
- ○市内の事務所または事業所に勤務する人
- ○市内の学校に在学する人
- ○市内に固定資産を有する者
- ○市民コメント制度に係る事案に利害関係を有する者

パブリックコメントの結果概要

計画案・意見書の設置場所	①高齢介護課 ②情報公開コーナー ③各支所・出張所・公民館 ④上尾市Webサイト
周知方法	①広報あげお12月号 ②上尾市Webサイト
意見等提出人数	2者
意見等提出件数	3 4 件
意見等による修正件数	2 5 件



パブリックコメントに対する市の考え及び素案の修正

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
1	3	前段では近年のことを述べた後で、 中段「このような状況の中・・・」 以降は20年以上も前のことを述べ ており、状況と時間軸の差が生じて いる。	ご指摘のとおりですので、 文言を修正します。	「このような状況の中、」を削除
2	6		は「高齢者保健計画(老人 保健計画)」の位置付けは ございませんので、修正し	【文言修正】 ●修正前 「高齢者保健福祉計画(法律上は「老人福祉計画」)」 ●修正後 「老人福祉計画」

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
3	14	1. 日常生活圏域の記載箇所は、上尾市全体の人口や認定者数を記載した後とすべきではないか。また、日常生活圏域の説明(設定方法を含む)について説明を加えるべきでないか。 2. 認定者に係る表記は実数ではなく、割合とするほうが圏域の特性がわかりやすいと思われる。	1. 本計画では、日常生活圏域については、地理特性の延長上と捉えているため、(1)地理特性に続けた記載位置としております。 2. ご指摘のとおりですので、記載を修正します。	 日常生活圏域に係る説明文の追加 要介護認定者に係る表記を、要支援/要介護から軽度/重度に変更し、割合表記を追加
4	18.19	推計を記載したグラフは、令和8年と 22年の間を破線表示だけではなく、間 隔を空けた方が視覚的にわかりやすい。	表記の都合上、間隔を空けることはできませんが、連続していないことを視覚的に分かりやすく修正します。	●p18~p26のグラフ中「令和22年」について は、全て背景色を追加

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
5	20.26	折れ線グラフのうち、上尾市の推移 が点線表記となっているが、実線表 記とすべきではないか。	ご指摘のとおりですので、 上尾市を実線表記とします。	●p20、p26の折れ線グラフのうち、「上尾市」に係る 項目は実線表記に修正
6	20.21	世帯と世帯構造について、住民基本 台帳と国勢調査統計で説明をしてい るが、統計の性格が異なるので、続 けて説明をせず①世帯数と②世帯構 造or世帯類型に分けて表示すべきで はないか。		(2)世帯数の推移の構成について、以下のとおり修正。●修正前①世帯と世帯構造②高齢者世帯と世帯構造●修正後①世帯数②世帯構造③高齢者世帯と世帯構造

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
	24	1. p24「②要介護度別の認定者数の推 移」は、保険料について記載する第6章	1. 要介護(支援)認定については、介護保 険料だけでなく、介護保険事業全体に対して 影響を与える項目であるため、本計画では第 2章に記載しております。	
7	36	移」は、保険料について記載する第6章 の最初に配置したほうがよいのではない か。 2. 第2章では施策・事業評価だけでな く、他市と比較した介護保険サービスに	2. 介護保険事業の地域分析については、他 市との比較も含め、様々な角度から分析する 修正なし ことが重要であると考えております。本計画	修正なし
	13~44	関する評価や地域分析の結果も記載すべきではないか。	域分析の結果を踏まえて策定しておりますが、 今後、施策にも記載しているとおり、さらな る分析を行い、次期計画に記載できるよう検 討してまいります。	

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
8	25	「①介護保険サービス別受給者」について、グラフは延べ人数で計上しているため、居宅サービスと地域密着サービスの両方を利用している人が重複計上されている。したがって、受給率表記は正しくないのではないか。	重複計上があります	護(介護予防) サービスが6,570人、地域密着型(介護予防) サービスが955人、施設介護サービスが1,851人となっています。すべてのサービスが増加傾向となっており、平成30(2018) 年から令和5(2023) 年にかけての伸び率をみると、居宅介護(介護予防) サー

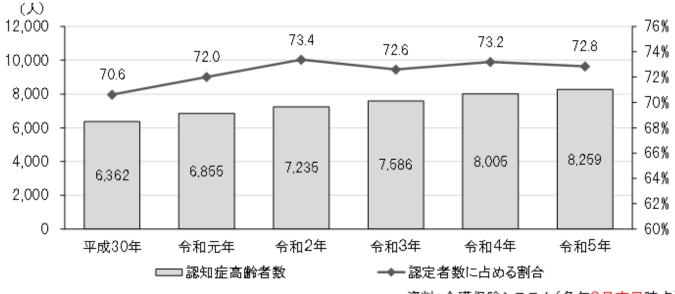
No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
9	26	健康寿命について、現状を説明した 文章を記載すべきでないか。 また、グラフタイトルに「埼玉県が 算出した」は不要で、資料に県資料 であることを表記すればよいのでな いか。		【文言追加】 本市の健康寿命は、男女ともに延びており、県平均と同程度で推移しています。 男女差は令和3(2021)年で2.4年と、平成29(2017)年から大きな変化はありません。 【グラフ修正】 ●修正前資料:地域別健康情報 ●修正後資料:地域別健康情報(埼玉県)

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
10	26	「認知症高齢者日常生活自立度」について注釈が必要ではないか。また、実数だけではなく、認定者数に対する割合や将来推計は記載できないか。	「認知症高齢者日常生活自立度」については、巻末に用語解説を掲載する予定ですので、そちらで説明文を記載します。また、認定者数に対する比率等については、「要介護認定申請をした人」を母数とすると比率が表記できない(申請後、認定に至らなかった人もいる)ため、母数を「要介護(支援)者」に変更し記載します。将来推計については今後記載できるように検討してまいります。	【文言修正】 ●修正前 ・要介護認定申請をした人のうち「認知症高齢者日常生活自立度」が II 以上の人は、令和 5 (2023) 年で7,849人となっており、増加傾向にあります。 ・資料:介護保険システム(各年10月末日時点) ●修正後 ・要介護(支援)者のうち「認知症高齢者日常生活自立度」が II 以上の人は、令和 5 (2023) 年で8,259人と増加傾向となっており、認定者数に占める割合は70%台で推移しています。 ・資料:介護保険システム(各年9月末日時点)介護保険事業状況報告(各年9月末日時点) 【グラフ修正】 「認定者に占める割合」を追加

③認知症高齢者数

要介護(支援)者のうち「認知症高齢者日常生活自立度」がⅡ以上の人は、令和5(2023)年で8,259人と増加傾向となっており、認定者数に占める割合は70%台で推移しています。↩

■認知症高齢者数の推移



資料:介護保険システム(各年9月末日時点)↓ 介護保険事業状況報告(各年9月末日時点)↓

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
11	27	相談支援に関する結果の項目になぜ、基本属性の家族構成の説明があるのか。	分析結果に、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加することの予測について触れているため掲載しておりましたが、p21に「高齢者世帯数等の推移」について記載しているため、本項目は削除します。	【文言修正】 『○家族構成については、一般高齢者、 要支援認定者等で「ひとり暮らし」は それぞれ・・・』を削除

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
12	27~ 28	1. アンケート調査をひとまとめにして記載しているため、誰が回答したか読み取りにくい面がある。回答の主体を記載した方がよいのではないか。 2. 「②イ 地域活動・ボランティア活動について」や、「③イ 移動について」にて、『60%前後』や『50%以上』と、曖昧な表現がある。より正確な表記が必要と思われる。	1. ご指摘のとおり、 一部とおりでとおりにないでは、 りにくいでは、 りにのでは、 をではないでは、 をではないでは、 をではないでは、 をではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1. p27からp35において、回答主体が分かるように明記 2. 【文言修正】 ●修正前 ・地域での活動への参加状況については、すべての活動(ボランティアのグループ、スポーツ関係のグループやクラブ等)で「参加していない」が60%前後となっています。(p28) ・運転免許証を返納するにあたり不安に思うことについては、一般高齢者、要支援認定者等ともに「買い物」「通院」が50%以上となっています。(p31) ●修正後 ・地域での各種活動(ボランティアのグループ、スポーツ関係のグループやクラブ等)への参加状況については、「参加していない」が一般高齢者、要支援認定者等を含めた全体で58.4%~71.6%となっています。(p28) ・運転免許証を返納するにあたり不安に思うことについては、一般高齢者、要支援認定者等を含めた全体で「買い物」が59.9%、「通院」が54.0%となっています。(p31)

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
13	30	前回調査結果が併記されている ため、読みにくい印象を受ける。 前回比較は変化が大きいものに 絞るなど整理が必要ではないか。	記しております。しか	【文言修正】 ●修正前 高齢化に対応した取組として必要なことについては、一般高齢者、要支援認定者等では、「自宅で利用できる在宅サービスの充実」がそれぞれ39.8%、33.2%(前回調査時36.7%、32.5%)と、「高齢者向け住宅や介護老人福祉施設などの施設の充実」(30.3%、27.6%(前回調査時31.4%、27.5%))よりも割合が高くなっています。 ●修正後 高齢化に対応した取組として必要なことについては、一般高齢者、要支援認定者等では、「自宅で利用できる在宅サービスの充実」がそれぞれ39.8%、33.2%(前回調査時36.7%、32.5%)となっています。また、「高齢者向け住宅や介護老人福祉施設などの施設の充実」(30.3%、27.6%(前回調査時31.4%、27.5%))と比較しても、在宅サービスの充実に対するニーズの割合が高くなっています。

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
14	45	基本理念の説明において、「令和7 (2025)年には団塊の世代が75歳以上になり、~…」の表現は、他の章にも同じ内容の記載があるので、精査が必要ではないか。	ご指摘のとおりですので、文言を修正します。	【文言修正】 ●修正前 今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護(支援)者、認知症高齢者がますます増加することが予測されます。 ●修正後 要介護(支援)者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況は今後も日々変化していくことが予測されます。(p45)
15	45	1. 基本理念の説明文の最後の2行は、囲み表示と重複するので、「下記の通り定めます」などとしてはどうか。 2. 制度改正や現況等も大きく変化していない中で、基本理念を第8期から変える必要はあるのか。	1. ご指摘を受け、構成を見直します。 2. 基本理念を変更した理由は、地域共生社会の実現に向けて、これまでの理念をより明確にするためです。本計画の全体を見直す中で、これまでの理念は、目指す方向性が抽象的すぎていたと考え、地域包括ケア計画の性格や介護保険事業計画、老人福祉計画としての位置付けがある本計画の各ビジョンを明確にするため、「高齢者が輝き続ける」は残した上で、「住み慣れた地域」と「いつまでも自分らしく」という表現を加えました。	「この基本理念を達成するために、3つの 基本方針と7つの基本目標を掲げ、連動し て施策を展開していきます。」を上段文章 内に組み込む

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
16	46	基本方針 1 の説明文は、1章、 2章で詳しく説明をしているの で、ここでは方針のみとするか、 ふれるにしても、簡単にした方 がよい。	ご指摘を受け、説明文 を見直し、「地域共生 社会の実現」につなが る表現に修正します。	●修正前 全国的には、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、高齢者数のさらなる増加が見込まれる中、本市においても高齢化率がさらに上昇し、要介護(支援)者も増加することが予測されています。このような状況を踏まえ、地域でともに支え合う地域共生社会の実現に向けて、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。 ●修正後 今後、高齢者数のさらなる増加に伴い、高齢化率の上昇や要介護(支援)者数の増加が予測される中、生産年齢人口の減少による担い手不足の深刻化が見込まれることから、地域でともに支え合う地域共生社会の実現に向けて、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
17	46	基本方針3に「外国人人材を 含めた多様な介護人材を検討 するなど」とあるが、具体施 策が乏しい。具体策がなけれ ば、基本方針でふれないほう がよい。	本計画の施策の記載は、一部施策を除き、具体策を明示するのではなく、今後の施策検討につながるよう方向性を示す記載方法としています。介護人材の確保・定着は、本計画においても第8期に引き続き重点施策に掲げており、重要な課題であると認識しているため、基本方針に掲載しております。	修正なし
18	54	活動指標に「地域包括支援センターが作成するケアプランの割合:減少」とあるが、施策との関係を分かりやすく記載してほしい。	ご指摘のとおりですので、文言を修正します。	【文言修正】 ●修正前 高齢化の進展に伴い増加するニーズに、適切かつ効率 的に対応する体制を整えるため、負担軽減を図ります。 ●修正後 高齢化の進展に伴い増加する多様なニーズに、適切か つ効率的に対応する体制を整えるため、介護予防ケア プランの作成や総合相談窓口機能などの役割を担う地 域包括支援センターの負担軽減を図ります。

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
19	72.74	介護事業所における事業継続計画(BCP)については、市は「点検」のみでなく、必要に応じて、策定支援等は行う考えはないか。また、BCPは災害時もだが、P72でもふれるべきではないか。	ご指摘を受け、災害と 感染症に係る事業継続 計画(BCP)等の記載 を一致させ、策定だけ にとどまらない取組を 記載します。	【文言修正】 ●修正前 ・○災害発生時に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、、・・・(p72) ・○市指定の介護事業所における事業継続計画(BCP)が策定されているか点検を行います。○介護事業所において、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催や指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を引き続き促します。(p74) ●修正後 ・○災害発生時に、介護事業所において必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画(BCP)の策定、研修の実施、・・・(p72) ・○感染症の発生時に、介護事業所において必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を引き続き促します。(p74)

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
20	79	成果目標の「成年後見制度について 知っている人の割合」の指標で、令 和4年度の25.1%はアンケート調 査結果だと思われるが、一般高齢者、 要支援者、要介護者(在宅介護者) どの層の認知度か分からない。	現行実施している調査の中で、 最もサンプル数の多い「介護予 防・日常生活圏域ニーズ調査」 における一般高齢者と要支援認 定者等を合わせた"全体"を対象 層としています。	修正なし
21	79	成果目標の「成年後見センターを 知っている人の割合」について、一 般市民が知らなくとも問題ないと考 えるため、見直すべきでないか。	ご指摘のとおりですので、指標を見直します。 なお、現状値はNo.24に記載した考えを基に、"全体"を対象層とします。	【文言修正】 ●修正前 ・成年後見センターを知っている人の割合 ・現状値:- ●修正後 ・成年後見制度を利用したいと思う人の割合 ・現状値:33.5%

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
22	92	小規模多機能型居宅介護及び看護 小規模多機能型居宅介護の説明文 について「在宅の介護力が低下」 としているが、前提として「介護 の社会化」が叫ばれた中で、在宅 での介護力に頼ってよいのか疑問 である。「在宅での介護負担の増 加」などとしてはどうか。	在宅の介護力の低下とは、要介護認定者の家族介護者が高齢化するなどで、サービスを受給しているにもかかわらず、在宅生活の維持が困難となってきている状態を指しています。したがって、「介護の社会化」のように介護保険制度という"共助"がないことを課題としていた時代背景とは異なり、介護保険制度を使ってもなお、在宅介護の維持が困難となるケースが表面化してきていることを表現しております。しかし、介護力が本市において実際に低下しているかデータ上で検証できていないため、表現を修正します。	【文言修正】 ●修正前 ・・・在宅の介護力が低下している中・・・ ●修正後 ・・・在宅の介護力の低下が懸念される中・・・
23	96	養護老人ホームは措置施設であるので、計画(見込み)値を設定することに対し、やや違和感を覚える。	厚生労働省発出の「第9期介護保険事業計画の作成 に併せた老人福祉計画の見直しについて」にて、事 業量の目標を盛り込む必要があるとの事項があるた め、記載しております。	修正なし

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
24	96	改修を行うことにより環境改善が見	ご指摘のとおり、環境改善等による 更なる利用者増も考えられますが、 本市としては、2年間休館した直後 に、サービス提供内容に変更がある 中で、従来の利用者が戻りつつ、新 規の利用者が増加していくことまで は想定していないため、令和5年度 見込値と同一としました。 また、令和8年度は4月から利用開 始する予定ですので、12ヵ月間で 見込んでおります。 なお、令和6,7年度の見込値に変 更が生じたため、修正します。	【文言等修正】 ●修正前 ・令和6年度、令和7年度見込値:240 ・※令和6・7年度は、総合福祉センター大規模改修に伴い、健康相談のみ実施予定 ●修正後 ・令和6年度、令和7年度見込値:1,098 ・※令和6・7年度は、総合福祉センター大規模改修に伴い、健康相談等を実施予定
25	その他	国の指針では、「重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進」とあるが、対応する施策を追加すべきではないか。	重層的支援体制整備事業は本市では 実施を検討している段階であり、今 後3年間の施策見込みは現状ないた め記載しておりません。	修正なし

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
	55	若年性認知症や脳卒中の後遣症等による高次脳機能障害の方への支援について記してほしい。 具体的には、若年性認知症や脳卒中の後遣症で高次脳機能障害となり介	若年性認知症の方に対する 支援も、引き続き重要であ	【文言修正】 ●修正前 ・担当:高齢介護課(p77) ・各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、地域の実情に応じて医療機
26	69	の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先されるようになった第2号被保険者の方に対して、介護保険サービスでの支援と共に、併用できる障害福祉サービスや障害年金制度につなげていく多機関・多職種連携による相談支援体制の構築を計画に記してほしい。	ると考えているため、横断 的に対応することについて 記載します。 また、計画に記載できな かった部分につきましても、 上尾市の現状に関するデー	関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携 支援、認知症の人やそのご家族への支援・相談業務等を 行っていきます。 (p77) ●修正後 ・担当:障害福祉課、高齢介護課 (p77) ・認知症高齢者や若年性認知症の人ができる限り住み慣
	75	また、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても計画に記してほしい。	タ収集を行いつつ、実施に ついて検討してまいります。	れた地域で暮らし続けることができるように、地域包括 支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域の 実情に応じて、医療機関や介護サービス事業所、地域の 支援機関をつなぐ連携支援を行うなど、認知症の人やそ の家族への支援・相談業務等を横断的に行っていきます。 (p77)

No.	ページ	意見等要旨	市の考え	修正内容
27	85	「認定調査員の資質向上」を図る際、 若年性認知症や高次脳機能障害の特性を理解したうえでの対応ができる よう配慮されたい。	65歳以上の第1号被保険者のみならず、45歳から64歳までの第2号被保険者に対する要介護認定について、個々人の状況に応じた適切な認定調査につながるよう、引き続き専門職による研修を実施し育成に努めてまいります。	修正なし
28	86	若年性認知症や脳卒中の後遣症で高 次脳機能障害となった方への支援に ついて、この研修の中も取り上げて テーマとして取り上げてほしい。ま た、可能であれば、医療・介護・障 害福祉の関係者の研修も考えていっ ていただけないか。	介護支援専門員に対して実施する研修について、高齢者等を取り巻く状況は 多岐にわたることから、本市における 現状と課題を整理しつつ、適正なケア プラン作成に必要な研修テーマを検討 してまいります。	修正なし

2. 再検討した中で修正したもの(前回委員会からの変更)

ページ	修正概要・理由
6	国の方針を踏まえ、本市の成年後見、認知症に関する計画名に、"基本"を追加しました。 また介護給付適正化計画の内容を含むため、その位置付けに追加しました。
61	取組「介護予防の普及啓発」の内容として、「幅広い年代や地域の人を対象に、元気なうちから介護予防について正しく理解し、自身の介護予防の取組につなげられるよう、介護予防活動の普及啓発(情報発信)を行います。」を記載しました。
61	取組「介護予防の普及啓発」の内容として、「人と交流し、社会的なつながりを創出することを目的としたイベント等を開催します」と記載していましたが、具体性に欠けていたため、「通いの場づくりにつながるイベント等を開催し、多様な介護予防活動を普及啓発します。」に修正しました。
78	取組として「認知症予防教室の推進」としていましたが、教室に限らず幅広く認知症予防の啓発ができるように 「認知症予防に関する普及啓発」に修正しました。併せて、取組内容も表現を修正しました。
81	取組「相談体制の充実」について、既に成年後見人になっている方への相談支援として、「成年後見人等(親族など)からの相談に対し、助言を行うなど、包括的に支援します。」を追加しました。
92	地域包括支援センターのブランチについて、市の考えを記載する必要があると判断し、コラムを追加しました。

1 主なサービスの整備方針(計画期間内施設整備計画)←

(1)施設・居住系サービス

<広域型サービス>←

介護老人福祉施設(特別養護者人ホーム)は、令和5(2023)年10月時点での入所希望者数が約170人ですが、ほとんどが満床です。しかし、本計画中に3施設(238床)の新規整備を見込んでおり、上述の希望者が概ね入所できる見通しです。←

介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護は、現状の給付実績等や埼玉県 平均との比較では、サービス提供状況が充足していると考えられます。←

なお、以上の施設の整備・規制等については、埼玉県が指定権者です。← また、軽費老人ホーム(ケアハウス含む)、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においては、埼玉県に対して届出・登録申請を行うこととなっています。←

<地域密着型サービス>↩

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)については、令和5(2023) 年10月時点で13施設(243床)が整備済みとなっており、平均入居率が95% とほとんどが満床の状態です。認知症高齢者数が増加している現状を踏まえ、需要が高まることが予想されることから、本計画期間中では、1施設の新規整備を 見込み、追加整備についても柔軟に対応することとします。↩

また、地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護についても、今後の施設・居住系サービスの過不足を考慮し、事業者から整備に関する相談があった場合は、個別に対応することとします。

29



第6章「介護保険料の考え方」における第8期からの修正点

1. 変更の概要

今回、第6期以来の介護保険料制度の変更があったため、所得段階等が大きく変わりました。そのため、分かりやすさを重視して、以下の内容を変更しました。

■主な変更点①

○介護保険料の算定フローをはじめに記載するとともに、保険給付の財源についてもより詳細に記載

■主な変更点②

○所得段階の設定について、国の区分の見直しがあったため、本市についても見直しを行い、 第8期計画との対照表を掲載

■主な変更点③

○第9期保険料基準額の算定にかかる各項目の金額とその計算式を掲載



今後のスケジュール

1. 計画書配布までの流れ

第3回推進委員会の開催 令和6年2月15日 答申 令和6年2月26日 令和6年2月下旬 印刷・製本 ~3月中旬 令和6年3月中旬 計画書配布 ~下旬

パブリックコメント

の結果公表